

旧(平成29年3月30日通知)	新(修正案) 朱書き修正	修正主旨
<p style="text-align: center;">第3編 電気通信設備工事共通編</p> <p style="text-align: center;">第4章 共通設備工</p> <p>第3節 一般事項</p> <p>3-4-3-4 各種設備の落下防止</p> <p>第三者被害の懸念を有する以下の設備にあつては、ワイヤーロープ等で接続するものとし、二重落下防止の対策が施されたボルトナットを選定するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。</p> <p>ワイヤーロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 <p>第4節 共通事項</p> <p>3-4-4-4 器材の落下防止</p> <p>1. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、安全率を静荷重の10倍以上とし、二重落下防止の対策が施されたM8以上のボ</p>	<p style="text-align: center;">第3編 電気通信設備工事共通編</p> <p style="text-align: center;">第4章 共通設備工</p> <p>第3節 一般事項</p> <p>3-4-3-4 各種設備の落下防止</p> <p>1. 第三者被害の懸念を有する以下の設備にあつては、ワイヤーロープ等で接続するものとし、二重落下防止の対策が施されたM8以上のボルトナットを選定するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 <p>2. ワイヤーロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。</p> <p>3. ワイヤーロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロープにかかる静荷重の10倍以上の許容引張荷重（短期荷重用）を受け止める耐力を有することとし、アンカーボルトにあつては、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（短期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。</p> <p>4. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第4節 共通事項</p> <p>3-4-4-4 器材の落下防止</p> <p>1. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のボルトナットにより設置するもの</p>	

電気通信設備工事共通仕様書 第3編 修正案

<p>ルトナットにより設置するものとする。</p> <p>2. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張力（短期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。</p> <p>3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>とする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。</p> <p>2. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（長期荷重用）により、引張試験を実施するものとする。</p> <p>3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
---	---	--